

介護予防訪問看護・訪問看護 契約書兼重要事項説明書



株式会社 安住

なないろ高槻

訪問看護ステーション

相談支援事業所

【契約書】

様（以下「利用者」といいます。）と株式会社安住
なないろ高槻訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます。）は、事業者が提供
する訪問看護サービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及び本契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

- ① 訪問看護
- ② 介護予防訪問看護

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から利用者による第8条第1項に従って解約の意思表示がされるまでの期間、又は要介護もしくは要支援認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 前項契約期間満了日までに利用者から契約を更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、介護支援専門員の作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び相談支援専門員の作成する個別支援計画（以下「ケアプラン」といいます。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画を作成し、これを利用者又は家族に交付します。事業者は、訪問看護計画の作成に当たっては、その内容を利用者又は家族に説明して同意を得るものとします。
- 2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

第4条（提供するサービスの内容及びその変更）

- 1 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、【別紙】のとおりです。
- 2 利用者は、事業者に対し、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、この申し出があった場合、当該変更がケアプランの範囲内で可能な場合、速やかにサービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

第5条（利用料の支払い）

- 1 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、【別紙】の記載に従い、事業者に対し、利用者負担額を支払います。
- 2 利用料の請求や支払方法は、【重要事項説明書】のとおりです。
- 3 利用者が、利用予定日の直前にサービス利用をキャンセルした場合、【重要事項説明書】に定める所定のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

第6条（利用料の変更）

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担額を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第7条（利用料の滞納）

- 1 事業者は、利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納した場合は、利用者に対し、1か月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときは本契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

第8条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでも本契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間の満了日に本契約は終了します。
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちに本契約を解約することができます。
 - 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合

- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

第9条（事業者の解約権）

1 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により30日間以上の予告期間をもって、本契約を解約することができます。

- 一 利用者が法令違反又は著しく常識を逸脱する行為（嫌がらせ等）をなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善がないなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- 二 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると判断する場合

2 事業者は、前項により本契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

第10条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当するとき、本契約は終了します。

- 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了したとき
- 二 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 三 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされたとき
- 四 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされたとき
- 五 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 六 利用者が介護保険施設へ入所したとき
- 七 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなったとき
- 八 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなったとき
- 九 利用者の要介護状態区分が自立となったとき
- 十 利用者が死亡したとき

第11条（損害賠償）

1 事業者は、サービスの提供にあたり、事業者の責に帰すべき事由により、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、速やかに利用者又は家族に対し

て損害を賠償します。

2 事業者は、前項の義務の履行を確保するため、損害賠償保険に加入しています。

3 第1項の損害の発生について、利用者又は家族に過失がある場合、賠償額を減額することができます。

第12条（守秘義務）

1 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約期間及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職した後、在職中に知り得た利用者又は家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者及び家族の個人情報を使用できるものとします。

- 一 関係法令等に従い、サービス計画書作成及びサービス実施のために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- 二 入院又は受診の際に適正な医療を提供する為に情報提供が必要な場合
- 三 利用者又は主たる介護者の体調の変化等が生じ、サービス提供において関係機関との連携及び調整が必要な場合
- 四 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報をすることができるものとし、その場合、事業者は守秘義務違反の責任を負わないものとし

第13条（苦情処理）

1 利用者及び家族は、事業所が提供したサービスに苦情がある場合は、【重要事項説明書】に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者又は家族が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第14条（サービス内容等の記録の作成及び保存）

1 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成し、契約終了の日から5年間保存します。

2 利用者及びその後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつで

も前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等に対し、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

第15条（合意管轄）

利用者と事業者は、本契約に起因する紛争が発生した場合、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

本契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名の上、1通ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。また、第12条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 氏 名 _____

本人との続柄 _____

(事業者) 事業者は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者 住 所 高槻市野見町5番18号

事業者名 株式会社安住

代表取締役 東 みゆき

事業所名 なないろ高槻訪問看護ステーション

説 明 者 氏 名 _____

(家族代表) 私は、第12条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 氏 名 _____

【重要事項説明書】

訪問看護サービスについて、契約を締結する際に知っておいていただきたい内容を説明いたします。ご不明なところは、遠慮なくご質問ください。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社安住
主たる事務所の所在地	〒569-0077 高槻市野見町5番18号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 東 みゆき
設立年月日	令和6年3月15日
電話番号	072-668-4616

2 事業所の概要

事業所の名称	なないろ高槻訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒569-0077 高槻市野見町5番18号	
電話番号	072-668-4616	
指定年月日・事業所番号	令和6年7月1日指定	2760990834
管理者の氏名	堀田 洋子	
通常の事業の実施地域	高槻市	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護または介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時45分から午後5時30分まで

5 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3人 非常勤 2人	理学療法士	常勤 1人 非常勤 1人
事務	常勤 0人 非常勤 2人	言語聴覚士	常勤 1人 非常勤 0人

6 サービス提供の管理責任者

サービス提供の管理責任者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

管理者	堀田 洋子
-----	-------

7 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービス

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	「ケアプラン」に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、以下の訪問看護を提供します。 ●療養相談・意思決定支援 ●病状・健康状態の観察 ●清拭・洗髪等の清潔の保持 ●床ずれの予防・処置 ●リハビリテーション ●ターミナルケア ●認知症の方への対応や助言 ●療養生活や介護における指導・援助 ●服薬・カテーテル等の管理指導 ●その他医師の指示による医療処置 ●医療介護福祉関係機関との連携や調整

- (2) 職員の禁止行為
- 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - 利用者又は家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	東 みゆき
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷自害等のおそれがある場合など、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 切迫性：直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- 非代替性：身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10 利用料について

利用者がサービスを利用した場合の利用料は【別紙】のとおりです。利用者からお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

11 その他の費用について

(1) 交通費

訪問の際、原則として交通費はいただきません。ただし、通常の実施地域以外の場合は、別途交通費を実費でご請求させていただく場合があります。

(2) キャンセル料

利用者が、利用予定日の直前にサービス利用をキャンセルされた場合は、以下のとおりキャンセル料をいただく場合があります。ただし、利用者の体調の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用料の50%の額
利用予定日の当日	利用料の100%の額

(3) 電気・水道・ガス等の使用に関する費用

サービス提供のため居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、利用者のご負担となります。

(4) 衛生材料等

衛生材料（テープ・ガーゼ・ビニール手袋等）は、実費をご負担いただきます。

(5) 自費サービス

自費サービスを希望される場合は、サービス提供時間30分6,000円、サービス提供時間60分10,000円、以降サービス提供時間30毎に4,000円を徴収いたします。

(6) ご遺体へのケア

ご家族の希望により、ご遺体へのケア（清拭や更衣、エンゼルケア等）を実施させていただいた場合は、実費として12,000円を徴収させていただきます。

12 請求及び支払の方法

利用料・その他の費用の請求方法	・利用翌月の15日前後に、請求書を持参いたします。
支払方法・領収書の発行	・利用翌月の26日に、指定口座から「自動引落し」となります。お支払いが確認できましたら、領収書を発行いたします。

1 3 緊急時における対応

訪問看護及び介護予防訪問看護の提供中に、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとします。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

◆主治医： 医療機関名

氏名

◆家族等： 氏名 続柄

電話番号

◆居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者・相談支援事業者：

事業所名

氏名

1 4 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 5 苦情相談窓口

サービスの提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

【事業所の窓口】 なないろ高槻 訪問看護ステーション	高槻市野見町 5 番 18 号 受付時間 9：00～17：00 TEL (072) 668-4616・FAX (072) 668-4606
【高槻市（保険者）の窓口】 高槻市健康福祉部長寿介護課 福祉指導課	高槻市桃園町 2 番 1 号 受付時間 8：45～17：15 TEL (072) 674-7167・FAX (072) 674-7183 TEL (072) 674-7821・FAX (072) 674-7820
【公共団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	大阪市中央区常磐町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通り FN ビル 8F 受付時間 9：00～17：00 TEL (06) 6949-5418・FAX (06) 6949-5363

1 6 サービスご利用にあたってのお願い

当事業所では利用者とお互いに信頼できる関係づくりを大切にしています。訪問看護のご利用にあたり、利用者及び家族には、以下の点についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- 何らかの理由により訪問看護のご利用予定日をキャンセルされる場合は、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所までご連絡ください。
- 職員に対する、暴言・暴力、言葉や身体接触による性的嫌がらせ等の迷惑行為はお断りします。迷惑行為が行われた場合は、サービスを中止し、状況の改善が得られない場合は、契約を解除することがあります。
- 見守りカメラ等による撮影については、事前にお声かけ下さい。
- 訪問中ペットはできるだけケージに入れる、またはリードでつないで下さい。
- 職員に対する、贈り物や飲食物の提供等のお申し出は、お断りします。

1 7 感染症まん延や自然災害発生時の対応

- (1) 台風や大雨警報の発令時は、職員の安全確保のため、訪問日時の変更や調整をさせてもらう場合があります。
- (2) 事業者が、本契約の有効期間中、地震や水害等の天災その他自己の責に帰すことができない事由により、サービス提供が困難であると判断した場合には、所定のサービス提供を一時的に休止させて頂く場合があります。
- (3) 利用者は、前項の場合、事業休止に伴う不利益について、事業者の責任を問わないものとします。
- (4) 事業者は、事業継続計画に基づき、早急に事業の再開を図ることを目指すとともに、医療的ケアを必要とする利用者の救護にできる限り努めます。
- (5) 事業者は、医療的ケアを必要とする利用者の救護にあたっては、大阪府訪問看護ステーション協会三島ブロックの災害時応援協力体制に基づき、他事業所と連携、協働を図ります。

◆災害時の避難場所：

1 8 24 時間対応体制

(1) 事業所の体制

事業所は、営業時間外においても、利用者又は家族等からの電話等による連絡や相談に対応し、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる体制を整備しています。このサービスのご利用には、別途「緊急時訪問看護加算（介護）」又は「24 時間対応体制加算（医療）」への同意と加算料金（別紙参照）が必要となります。

(2) 電話対応係について

24 時間対応体制における電話対応係は、看護師又は看護師以外の職員が担当します。看護師以外の職員が担当する場合は、利用者又は家族等からの電話等による連絡や相談内容を、速やかに看護師に報告し、必要に応じて緊急時の対応を看護師が行います。

(3) 営業時間外の電話対応及び必要に応じた緊急時の対応について

職員の仕事と生活の両立への配慮のため、営業時間外の電話相談内容は、緊急性の高いものに限らせていただきます。緊急性の低い相談については、営業時間内にご連絡いただきますようお願い申し上げます。また、営業時間外に必要に応じて臨時訪問を行う場合は、職員は自宅からの訪問になるため、到着までに一定の時間を要することをご理解いただきますようお願い申し上げます。

◆24 時間対応体制に 同意します ・ 同意しません

1 9 実習生の受け入れ

当事業所では、医療従事者、看護学生等の実習を受け入れております。在宅療養における日常生活援助および看護援助を訪問看護師とともに行わせていただきます。実習に際しましては安全性を最優先とし、同行看護師の指導のもと実施いたします。医療従事者としての人材育成のため、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

◆実習生の同行訪問に 同意します ・ 同意しません

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 高槻市野見町 5 番 18 号
事業者名 株式会社安住
代表者氏名 代表取締役 東 みゆき

説明者 氏 名 _____

私は、事業者から上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 氏 名 _____

署名代行者（又は法定代理人）

氏 名 _____ 続柄 _____

【別紙】

令和 8 年 6 月改定版

利用料金について

《介護保険をご利用の方》

利用料金の計算方法は、（１）または（２）の基本料金＋（３）加算（該当項目）の合計金額となります。

（１）基本料金（介護区分：要介護 1～5）

サービス区分		サービス提供時間	単位数	利用料 (10 割)	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師による 訪問	I 1	20 分未満	314	3,403 円	341 円	681 円	1,021 円
	I 2	30 分未満	471	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
	I 3	30 分以上 60 分未満	823	8,921 円	893 円	1,785 円	2,677 円
	I 4	60 分以上 90 分未満	1,128	12,227 円	1,223 円	2,446 円	3,669 円
理学療法士/作業 療法士/言語聴覚 士による訪問	I 5	20 分	294	3,186 円	319 円	638 円	956 円
	I 5 × 2	40 分	588	6,373 円	638 円	1,275 円	1,912 円

※1 単位：10.84 円（高槻市 4 級地）

（２）基本料金（介護区分：要支援 1・2）

サービス区分		サービス提供時間	単位数	利用料 (10 割)	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師による 訪問	I 1	20 分未満	303	3,284 円	329 円	657 円	986 円
	I 2	30 分未満	451	4,888 円	489 円	978 円	1,467 円
	I 3	30 分以上 60 分未満	794	8,606 円	861 円	1,722 円	2,582 円
	I 4	60 分以上 90 分未満	1,090	11,815 円	1,182 円	2,363 円	3,545 円
理学療法士/作業 療法士/言語聴覚 士による訪問	I 5	20 分	284	3,078 円	308 円	616 円	924 円
	I 5 × 2	40 分	568	6,157 円	616 円	1,232 円	1,848 円

※1 単位：10.84 円（高槻市 4 級地）

※理学療法士等が利用開始日の属する月から 12 か月超の利用者に対し、指定介護
予防訪問看護を行った場合は 1 回につき 5 単位を減算します。

※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、利用料も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

※主治医から、病状の急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※夜間・早朝加算

夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）サービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

※深夜加算

深夜（22時～翌6時）にサービスを行った場合、基本単位数に50%加算されます。

（３） 病状や管理体制に関する加算

以下の要件を満たす場合、前記（１）又は（２）の基本料金に以下の利用料が加算されます。

項目及び算定要件	単位数	利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ（退院日の初回訪問）	350	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算Ⅱ（退院日の翌日以降の初回訪問）	300	3,252円	326円	651円	976円
緊急時訪問看護加算Ⅰ * 要同意	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
退院時共同指導加算 （退院前に病院と共同で指導を行った場合）	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
特別管理加算 （厚生労働大臣が定める疾病等の対象者）	重症の場合 500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
	上記以外 250	2,710円	271円	542円	813円
ターミナルケア加算	2,500	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
介護職員等処遇改善加算	当該加算を除く加減算後の総報酬単位数×1.8%				

《医療保険・精神科医療保険をご利用の方》

利用料金の計算方法は、（１）管理療養費＋（２）基本療養費＋（３）加算（該当項目）の合計金額となります。

（１）管理療養費

加算の種類	利用料 (10 割)	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
管理療養費 (月の初日の訪問)	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
管理療養費 (月の 2 日目以降の訪問)	3,010 円	301 円	602 円	903 円

（２）基本療養費（看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問した場合）

加算の種類		利用料 (10 割)	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本療養費 1 (1 日につき)	週 3 日まで	5,550 円	560 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降	6,550 円	660 円	1,310 円	1,965 円
基本療養費 3 (1 日につき、入院中外泊時の訪問)		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

※精神科訪問看護療養費を算定する場合は、一定の研修を修了した看護師または作業療法士による訪問となります。

（３）病状や管理体制に関する加算

以下の要件を満たす場合、前記（１）管理療養費、（２）基本療養費に以下の利用料が加算されます。

加算の種類	利用料 (10 割)	利用者負担金		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算 * 要同意	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円

特別管理加算（厚生労働大臣が定める疾病等の対象者）	重症度が高い	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院支援指導加算 （厚生労働省が定める疾患等の対象者）	90 分未満	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	90 分以上	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回まで）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算（特別管理加算対象者に退院時共同指導を行った場合）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円
複数回訪問加算 （厚生労働大臣の定める疾病等の対象者）	1 日 2 回まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算 （1 日につき）	月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
複数名訪問看護加算 （看護師等 2 名以上の訪問）		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
乳幼児加算 （6 歳未満）	厚生労働大臣が定める疾病等	1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外	1,400 円	140 円	280 円	420 円
長時間訪問看護加算 （90 分以上、週 1 回まで）		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
ターミナルケア療養費 * 要同意		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
夜間・早朝訪問看護加算 （18～22 時/6 時～8 時、1 回につき）		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 （22 時～翌 6 時、1 回につき）		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
情報提供療養費 1・2・3 * 要同意		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		1,830 円	183 円	365 円	549 円

訪問看護医療連携加算	1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護物価対応料 1（1 日につき） （月の初日の訪問）	60 円	6 円	12 円	18 円
訪問看護物価対応料 1（1 日につき） （月の 2 日目以降の訪問）	20 円	2 円	4 円	6 円

※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、利用料も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。